

合併公告

平成26年2月20日

株主及び債権者 各位

東京都千代田区神田須田町一丁目24番地
株式会社ハーバー研究所
代表取締役 小柳 昌之

当社（甲）は、平成26年3月31日を効力発生日として、甲を吸収合併存続会社とし、株式会社ビューティジーン（乙、本店 東京都千代田区神田須田町一丁目34番地1）を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行うことにいたしましたので、下記のとおり公告いたします。

これにより、効力発生日をもって甲は乙の権利義務全部を承継し、乙は解散することとなります。

なお、この合併は、甲は会社法第796条第3項、乙は同法第784条第1項の規定に基づき、株主総会の承認決議を経ずに行うものであります。

また、甲は乙の全株式を所有しておりますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はありません。

記

1. 会社法第796条第4項の規定に基づき、この合併に反対の株主は、本公告掲載の日から2週間以内に書面によりその旨をお申し出ください。
2. 会社法第797条第1項の規定に基づき、この合併に反対で、株式買取請求権を行使される株主は、効力発生日の20日前の日から効力発生日の前日までに、書面によりその旨及び株式買取請求に係る株式の数を申し出ください。
3. この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から1箇月以内にお申し出ください。
4. 甲及び乙の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
甲：金融商品取引法による有価証券報告書提出済
乙：平成25年7月2日付官報77頁（号外第142号）に掲載

以上